

手数料に関する事項

次の計算方法により算出される金額を報酬として支払うものとする。
ただし、報酬には消費税は含まれないものとする。

報酬額＝初年度に想定される年収×最大35%

上記に定める初年度に想定される年収には、紹介対象者に支払われる採用初年度予定年収
(通勤費を除く全ての諸手当より想定した支給額を含む)とする。